

## 第7章

# 重点区域における歴史文化遺産の保存・活用

### 1. 重点区域の設定

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31（2019）年 3 月：文化庁）に示す「文化財保存活用区域」として重点区域を定める。

#### （1）重点区域設定の考え方

「指定等文化財が核となり、周辺に歴史文化遺産が集積していること」、「行政による重点的な施策が図られていること」、「市民等による歴史文化遺産保存・活用に関する活動が活発であること」を基準に、「重点区域」を設定する。

#### （2）重点区域の範囲と主な歴史文化遺産

重点区域は、明石東部地域のなかの朝霧川以西、明石川以東、明石城跡以南の区域で、主として明石城下町の武家屋敷や足軽屋敷、町屋が立地していた区域を中心に設定する。

### 2. 重点区域の保存活用計画

#### （1）重点区域の歴史文化の特徴

重点区域は、本市のなかでも歴史文化遺産が集積する区域であり、古代から近世、近代を通じた 5 つの歴史文化の特徴を複層的、重層的に示している。

#### （2）重点区域の歴史文化を構成する歴史文化遺産

重点区域における指定等文化財は、国指定が 6 件、県指定が 9 件、市指定が 28 件、国登録が 3 件の合計 46 件となる。未指定の歴史文化遺産は、339 件を数える。

#### （3）重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の課題

人材育成、保存、観光・交流・情報発信・福祉分野・産業分野・歴史文化遺産の展示・公開に関わる諸課題が全市的課題と同様に確認される。

#### （4）重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の取り組みの方向性

人づくり、歴史文化遺産の次世代への継承、歴史文化を活かしたまちづくり、そのための体制づくりの 4 つの基本方針のもと、重点的かつ効率的に事業を進める。

#### （5）重点区域の事業計画

基本方針に基づき、13 の重点事業を進める。

### 3. 重点区域における事業計画の推進体制

明石市文化財保存活用協議会のなかに重点区域部会を設け、市民、文化財所有者、団体、専門家、行政が参画して、重点区域における事業や取り組みについて協議すると共に、協働して事業の推進を図るものとする。



## 第7章 重点区域における歴史文化遺産の保存・活用

### 1. 重点区域の設定

#### (1) 重点区域設定の考え方

本地域計画作成にあたって、文化庁指針（平成31（2019）年3月）では、「文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出するための計画区域」として「文化財保存活用区域」を設定することとしている。

本市では、指針に示された「文化財保存活用区域」を、歴史文化遺産の保存・活用を通じ、歴史文化を活かしたまちづくりを優先的・重点的に推進し、市域全体における取り組みを先導する区域と位置付け、「歴史文化遺産保存活用重点区域」（以下「重点区域」という）とする。

重点区域設定にあたっては、「指定等文化財が核となり、周辺に歴史文化遺産が集積していること」、「行政による重点的な施策が図られていること」、「市民等による歴史文化遺産保存・活用に関する活動が活発であること」を基準に、「重点区域」として旧明石城下町を中心に設定する。

なお、重点区域は本地域計画で優先的、重点的に取り組みを推進する区域として設定しているが、東西に長い本市の特性を鑑み、本市各地域における代表的な歴史文化遺産を核とした周遊ルートの設定などによる東西地域交流を進める。重点区域から東西地域交流へとつながる取り組みを進めることにより、本地域計画改訂時には、重点区域における取り組みの成果検証を踏まえ、市内の各地域における歴史文化遺産保存・活用の取り組みをより一層発展させることとする。

#### 重点区域設定の考え方

##### ①指定等文化財が核となり、周辺に歴史文化遺産が集積していること

・旧明石城下町には明石城巽櫓や織田家長屋門が核となり指定等文化財が46件、未指定の歴史文化遺産が339件と市内各地域の中で最も歴史文化遺産が集積している。

##### ②行政による重点的な施策が図られていること

・城下町を中心に埋蔵文化財発掘調査が進められていること、卯月邸、服部邸などが明石市景観形成重要建造物に指定されていること、貴重な美術工芸品などが重点区域内に立地する明石市立文化博物館で所蔵・展示されていることなど、行政による施策が重点的に進められている。

##### ③市民等による歴史文化遺産保存活用活動が活発であること

・大蔵谷の獅子舞、大蔵谷の囃口流しや大蔵谷の牛乗りなどの保存会の活動、明石城や関連寺院などに観光ボランティアガイドが関わり、観光面からの歴史文化のまちづくりを進めていることなど、市民等による活動が活発である。

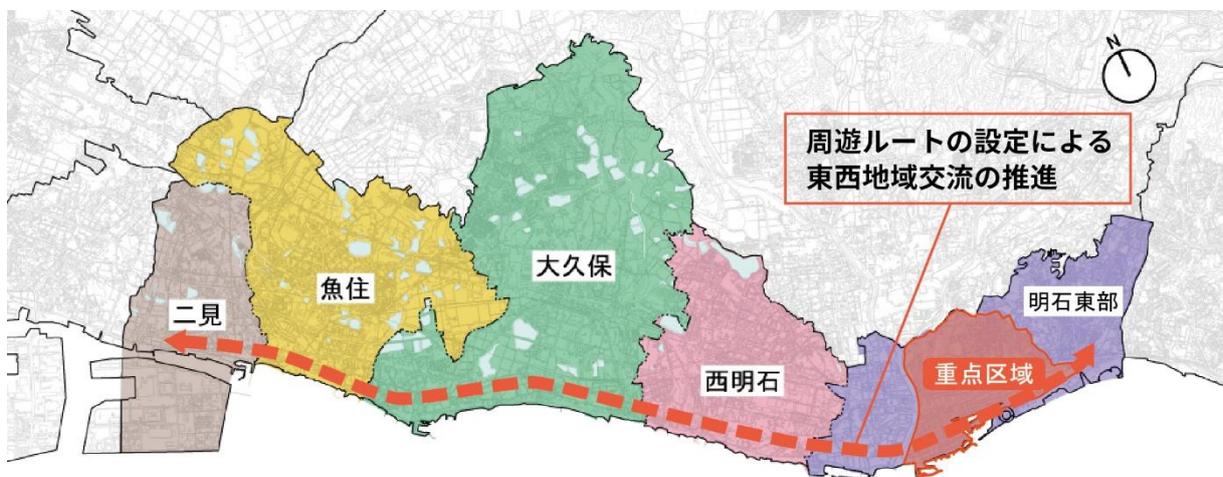


図7-1 重点区域から各地域への取り組み発展の方向性

## (2) 重点区域の範囲

重点区域は、朝霧川以西、明石川以東、明石城以南の区域で、主として明石城下町の武家屋敷や足軽屋敷、町屋が確認された区域であり、下図に示す多様な歴史文化遺産が立地する。

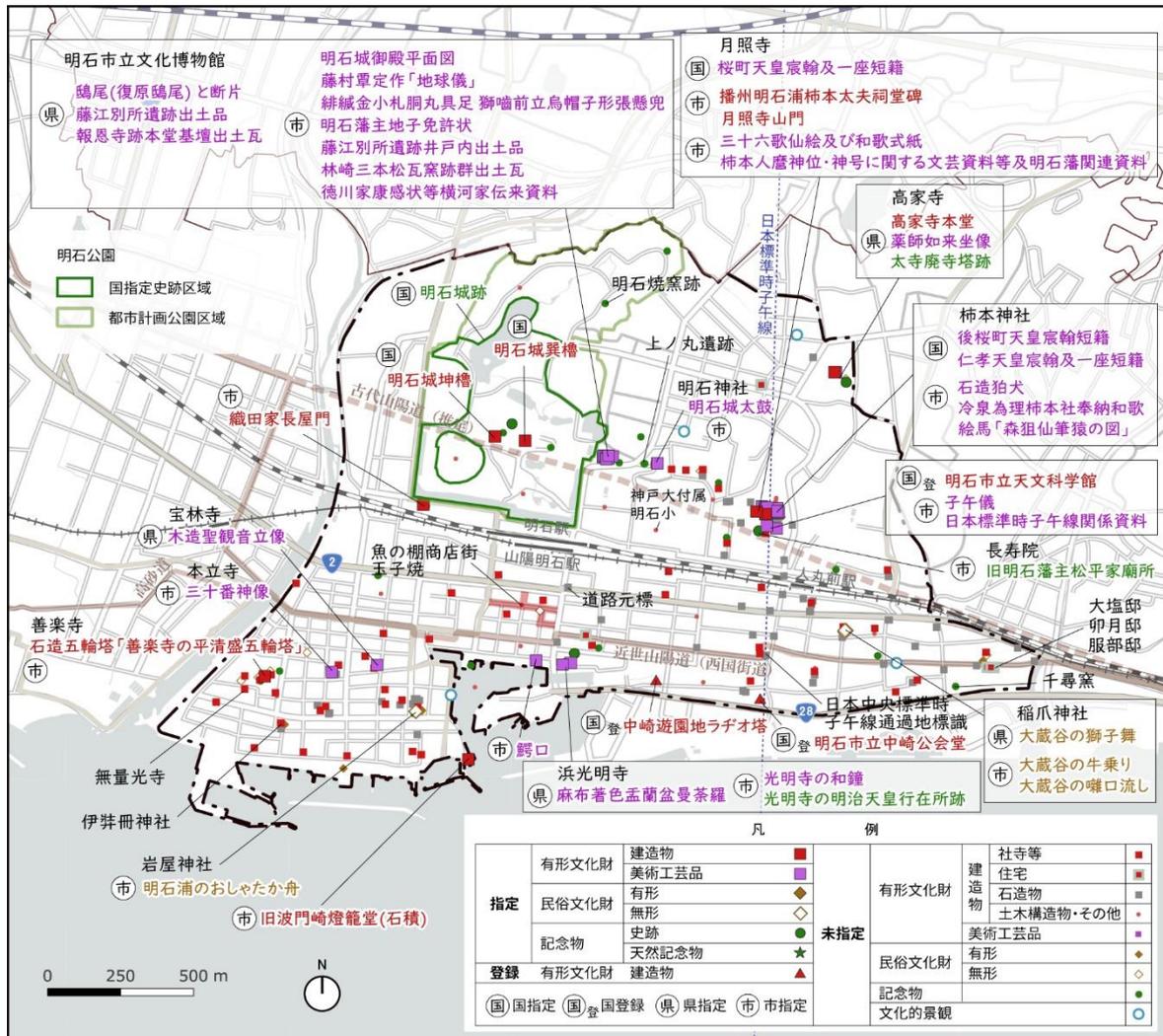


図7-2 重点区域と区域内の歴史文化遺産

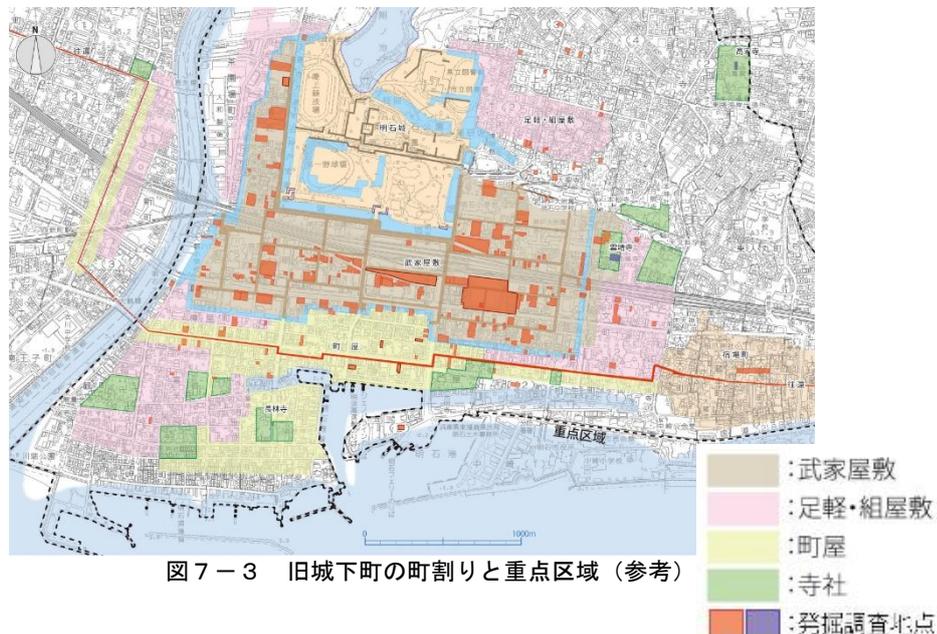


図7-3 旧城下町の町割りと重点区域(参考)

## 2. 重点区域の保存活用計画

### (1) 重点区域の歴史文化の特徴

重点区域は、本市のなかでも歴史文化遺産が集積する区域である。重点区域における歴史文化の特徴についてみると、古代から近世、近代を通じた本市の5つの歴史文化の特徴を複層的、重層的に示している区域であるといえる。

#### 重点区域の歴史文化の特徴

##### 「古代の足跡を語る歴史文化」:

弥生時代の集落跡である上ノ丸遺跡（現 上ノ丸弥生公園）や奈良時代の古代寺院である太寺廃寺塔跡（現 高家寺境内地）などから、重点区域では古くより人々が集住していた区域であったことを示しており、古代の足跡を語る歴史文化を感じることができる。

##### 「播磨灘に面する地勢より育まれた生業の歴史文化」:

海に面し、平地からなだらかな丘陵に続く地勢に立地する重点区域には、市指定民俗文化財の「明石浦のおしゃたか舟」（岩屋神社での祈祷から、舟を明石港の海中へ放り投げ、江井島海岸付近まで「おしゃたか」と唱えながら海上渡御を行う）は漁業の、明石焼窯跡（現 明石公園北部）や千尋窯跡（現 現大蔵町）などは窯業の歴史文化を語っており、それぞれが古代から近世、近代を通じた、生業の歴史文化を示している。

##### 「海の道・陸の道の歴史文化」:

明石港や旧波門崎燈籠堂など海の道に係る歴史文化遺産や、陸の道である旧西国街道沿いの都市景観形成重要建造物である大塩邸・卯月邸・服部邸ならびに大蔵谷宿場筋跡、県指定の大蔵谷の獅子舞などの無形民俗文化財が継承されているほか、柿本人麻呂に謳われた名所も残り、海の道・陸の道の歴史文化を今に伝えている。

##### 「明石城下で花開いた歴史文化」:

国指定史跡である明石城跡を中心に、明石城 巽 櫓 などの重要建造物、市指定建造物の月照寺山門や織田家長屋門、堀や道がつくりだす旧城下町の町割りや鍛冶屋町などの地名、織田家所有の史料などが現代まで継承されており、城下で花開いた歴史文化の風情を醸している。

##### 「近代明石を牽引した歴史文化」:

国登録建造物の明石市立天文科学館、中崎ラヂオ塔、明石市立中崎公会堂などの近代明石の文化を象徴する歴史文化遺産のみならず、江戸時代から続く「魚の町明石」を代表する魚の棚商店街が立地し、本市の食文化を示す「玉子焼」の店舗が集積するなど、近代明石を牽引した歴史文化の中心地域であったことがみてとれる。また、その拠点として明石市立文化博物館は、多くの歴史文化遺産を所蔵し、興味深い企画展示などの活動を続けている。

(2) 重点区域の歴史文化を構成する歴史文化遺産

①指定等文化財

重点区域における指定等文化財は、国指定が重要建造物である明石城巽櫓をはじめとして6件、県指定が高家寺本堂をはじめとして9件、市指定が播州明石浦柿本大夫祠堂跡をはじめとして28件、国登録が明石市立天文科学館をはじめとして3件の合計46件であり、指定・登録を含めると、建造物が11件と最も多くなっている。

表7-1 重点区域における指定等文化財 (1/2)

種別		名称	所在地	所有者	備考
国	建造物	明石城巽櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟(三重三階櫓、本瓦葺)
国	建造物	明石城坤櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟(三重三階本瓦葺)附板札1枚、元文22年5月吉日の記がある
国	書跡	後桜町天皇宸翰短籍	人丸町1-26	柿本神社	45葉
国	書跡	仁孝天皇宸翰及一座短籍(49葉)	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館
国	書跡	桜町天皇宸翰及一座短籍	人丸町1-26	柿本神社	寄託
国	史跡	明石城跡	明石公園	兵庫県	273,771.50㎡
県	建造物	高家寺本堂	太寺2-2933	高家寺	1棟
県	絵画	麻布著色孟蘭盆曼荼羅	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	1幅
県	彫刻	木造聖観音立像	材木町14-5	宝林寺	1躯
県	彫刻	薬師如来坐像	太寺2-2993	高家寺	1躯
県	考古資料	鷗尾と断片	上ノ丸2-13-1	明石市	2基
県	考古資料	藤江別所遺跡出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	125点(土器113、銅鏡9、銅鍬1、車輪石1、勾玉1)
県	考古資料	報恩寺跡本堂基壇一括出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
県	無形文化財	大蔵谷の獅子舞	大蔵本町6-10	大蔵谷獅子舞保存会	
県	史跡	太寺廃寺塔跡	太寺2-10-35	高家寺	約130㎡
市	建造物	播州明石浦柿本大夫祠堂跡	人丸町1-26	柿本神社	
市	建造物	月照寺山門	人丸町1-29	月照寺	
市	建造物	織田家長屋門及び付属塀	大明石町2	織田家	
市	建造物	石造五輪塔「善楽寺の平清盛五輪塔」	大観町11-8	善楽寺	
市	建造物	旧波門崎燈籠堂(石積)	港町2-9地先	明石市	1基
市	絵画	絵馬「森狙仙筆猿の図」	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館寄託
市	絵画	三十番神像	日富美町6-8	本立寺	
市	彫刻	石造狛犬	人丸町1-26	柿本神社	
市	工芸品	光明寺の和鐘	鍛冶屋町5-20	光明寺	
市	工芸品	明石城太鼓	上ノ丸1-20-7	明石神社	
市	工芸品	明石城御殿平面図	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	藤村覃定作「地球儀」	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	鱈口	本町1-16-7	柴屋町地藏講中	
市	工芸品	緋緘金小札胴丸具足 獅嚙前立烏帽子形張懸兜	上ノ丸2-13-1	明石市	

表7-1 重点区域における指定等文化財(1/2)

種別		名称	所在地	所有者	備考
市	書跡	三十六歌仙絵及び和歌式紙	人丸町1-29	月照寺	明石市立文化博物館寄託
市	書跡	柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料	人丸町1-29	月照寺	
市	書跡	冷泉為理柿本社奉納和歌	人丸町1-29	柿本神社	
市	古文書	明石藩地子免許状	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	藤江別所遺跡井戸内出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	林崎三本松瓦窯跡群出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	歴史資料	子午儀	人丸町2-6	明石市	
市	歴史資料	日本標準時子午線関係資料	人丸町2-6	明石市	
市	歴史資料	徳川家康感状等横河家伝来資料	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	無形民俗	大蔵谷の囃口流し	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	大蔵谷の牛乗り	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	明石浦のおしゃたか舟	材木町8-10	おしゃたか舟保存会	
市	史跡	旧明石藩主松平家廟所	人丸町2-26	長寿院	
市	史跡	光明寺の明治天皇行在所跡	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	
国登録	建造物	明石市立天文科学館	人丸町2-6	明石市	1棟
国登録	建造物	明石市立中崎公会堂	相生町1-119-1	明石市	1棟
国登録	建造物	中崎ラヂオ塔	相生町1-119-5	明石市	1棟

## ②未指定の歴史文化遺産

重点区域における未指定の歴史文化遺産は、339件に及ぶ。(未指定の歴史文化遺産一覧は参考資料2参照)

このうち有形文化財の建造物が216件と最も多く、西林寺(大蔵町)や大蔵院(大蔵本町)などの寺や岩屋神社(材木町)などの神社、大塩邸や卯月邸(大蔵八幡町)などの民家、標準時子午線標識(相生町)や忠度塚(天文町)、道標(複数地区)などの石造物及び、魚の棚商店街や大衆演劇場「ほんまち三白館」なども含まれる。

このように、重点区域内には、本市の多様な歴史文化を知ることができる有形文化財が各所で継承されている。

一方、美術工芸品は36件を数え、法音寺(日富美町)所蔵の日限地蔵など寺社が所有する彫刻が多い。

無形文化財は明石焼・朝霧焼が1件であるが、後継者の育成が必要とされる。

有形の民俗文化財は蛸壺(岬町)や穂蓼八幡神社の布団太鼓(大蔵八幡町)などが9件、無形の民俗文化財は玉子焼(重点区域一帯)などが34件、遺跡は上ノ丸貝塚(上ノ丸)などが29件、名勝地は柿本人麿に謳われた明石海峡の風景などが3件、動物・植物・地質鉱物は八つ房の梅(人丸町)などが6件、文化的景観は大蔵谷宿場筋跡(大蔵八幡町)などが4件となり、今後は、これらの歴史文化遺産の保存・活用に向けた方策の検討が必要となる。

### (3) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の課題

#### ①人材育成に関する課題

- ・重点区域は都市化による開発の進行などによって、町を歩いていても歴史の蓄積を感じることに難しい場所もある。このため、子どもをはじめ市民がわが町の歴史文化を身近に知ることにより、歴史文化遺産を継承する人づくりを進めるための方策の検討が必要とされる。

#### ②保存に関する課題

- ・大蔵谷街道筋に残る神社や町屋の保存・活用を一層展開すると共に、重点区域の民俗文化財である徳蓼八幡神社の布団太鼓や大蔵谷の獅子舞などの保存・公開の措置を進めることが必要である。
- ・明石市立文化博物館から明石城東ノ丸跡に至る箱堀跡、薬研堀跡などを含む東側区域の水質浄化や樹林整備などの環境整備が求められる。
- ・県指定史跡太寺塔跡は本市の古代の歴史文化を現す歴史文化遺産であり、その価値を広く発信するための方策の検討が必要とされる。
- ・鍛冶屋町周辺は、明石城下の商家として数少ない建築物が残されているが、放置することによって毀損が憂慮されるため、適切な保存の措置が必要である。

#### ③観光・交流・情報発信・福祉分野・産業分野における活用に関する課題

- ・明石城跡が立地する丘陵部と海岸部の歴史文化遺産を結ぶ「南北交流軸」は、明石城跡から魚の棚商店街を通り明石港まで続き、明石港周辺にはかつての景観をしのぶ魅力ある歴史文化遺産が多く立地している。このため、明石城と海岸部を結ぶ「南北交流軸」を内外に発信していくための仕掛けづくりが必要である。(全市的課題と共通)
- ・「南北交流軸」の海の起点である明石港周辺には、旧波門崎燈籠堂や鹿ノ瀬が立地する。明石港を起点に、淡路市の徳島藩松帆台場跡、神戸市の明石藩舞子台場等など海に面した本市における特徴を活用することができる海域のネットワークづくりが必要である。
- ・民間企業やNPOなどの団体による歴史文化遺産を活用した新たな事業展開や活動が求められており、これらの事業展開や活動への支援等が必要とされる。
- ・中崎公会堂は柿落<sup>こけらおとし</sup>で夏目漱石が講演したという由緒ある建築物であるため、その魅力を一層活用した取り組みが必要とされる。
- ・「時のまち 明石」を代表する天文科学館を中心とした科学技術に関する情報発信を継続・展開することが必要とされる。

#### ④歴史文化遺産の展示・公開における活用に関する課題

- ・明石市立文化博物館における歴史文化拠点としての機能の拡充が必要とされる。(全市的課題と共通)
- ・武家屋敷の遺構を残す織田家には貴重な史料が保管されているが、史料調査の上、建物とともに展示・公開等の活用が求められる。

#### ⑤体制に関する課題

- ・行政、文化財所有者、校区まちづくり組織、ヘリテージマネージャーなどの専門家団体などと連携して、人づくり、歴史文化遺産の保存・活用をより一層進めていくことが必要とされる。(全市的課題と共通)

#### (4) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の取り組みの方向性

重点区域では、歴史文化遺産の保存・活用に向けて、下記の基本方針にそって、取り組みを進めるものとする。

##### 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の方針

###### 基本方針1 歴史文化遺産を担う人づくりを進める

～学校教育・生涯教育の場を中心に人づくりを進める～

- ・学校教育において歴史文化遺産を学び、歴史文化遺産を担う次世代の人づくりを進める。
- ・重点区域の歴史の蓄積を市民が感じ、わが町に愛着を持ち、ひいては、歴史文化遺産の保存・活用の担い手に育つよう、人づくりを進める。

##### 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の方針

###### 基本方針2 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

～歴史文化遺産の保存事業を持続的に進める～

- ・文化博物館から明石城跡へと続く箱堀跡、薬研堀跡などの環境整備をはじめ、明石城跡の保存への取り組みを県と協働して進める。
- ・重点区域の歴史文化を表す指定等文化財に関わる価値の情報発信ならびにその価値が明らかとなった未指定の歴史文化遺産の保存・公開を確実に進める。

##### 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の方針

###### 基本方針3 歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

～愛着のもてるまちづくりを推進する～

- ・重点区域の歴史文化の魅力をまちづくりに活用するため、明石城跡から明石港周辺まで続く「南北交流軸」や波門崎燈籠堂と明石海峡を望む近隣自治体の台場跡などを結ぶ海のネットワークの構築のための方策を検討する。(全市的取組で対応)
- ・民間活力による歴史文化遺産の活用に向けた新たな事業展開への支援方策を検討する。
- ・中崎公会堂や天文科学館、古民家などに残る史料などの一層の活用方策を展開することにより、愛着のもてるまちづくりを推進する。
- ・明石市立文化博物館の展示・収集・情報発信機能を展開し、重点区域のみならず、市域全域の歴史文化の拠点としての機能を拡充する。(全市的取組で対応)

##### 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の方針

###### 基本方針4 歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する

～みんなで歴史文化のまちづくりを進める～

- ・歴史文化遺産をみんなで保存・活用するため、市民、文化財所有者、専門家、団体、行政が参画する組織を構築する。

(5) 重点区域の措置

重点区域の歴史文化遺産の保存活用を進めるため、以下の事業を進める。

表 7-2 重点区域における措置

No.	事業名・事業内容	財源※1	主な 取組主体※2	1年目	2年目	3年目	4・5年目	予定
				(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7・8年度)	(令和9・12年度)
<b>基本方針 1 歴史文化遺産を担う人づくりを進める</b>								
重1	<b>重点区域に関する副読本の作成</b> 市史編さん事業の進捗と併せて重点区域の歴史文化を解説する副読本を作成し、学校教育の場で歴史文化遺産を担う次世代の人づくりを進める	国費 市費	明石市文化財部局 明石市学校教育部局		新規			
重2	<b>文化博物館における歴史文化に関わる講座の開催</b> 文化博物館の企画展示と併せ、重点区域の歴史文化に関わる講座を継続的に開催し、市民が歴史文化の価値や魅力を知る機会を充実させることによって、歴史文化遺産の担い手育成につなげる	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市生涯学習部局 専門家		新規			
重3	<b>ボランティアガイド等と共に巡る町歩きの開催</b> 市民が重点区域の歴史の蓄積を感じることができるよう、ボランティアガイドや専門家と共に巡る街歩きを継続的に開催する	県費 市費	団体 専門家 明石市文化財部局		継続			
<b>基本方針 2 歴史文化遺産を次世代に継承する</b>								
重4	<b>大蔵谷街道筋の町屋・民俗文化財の保存・公開</b> 大蔵谷街道筋に残る伝統的な町屋や布団太鼓・獅子頭の保存・公開を進め、市民・行政と所有者との情報交換の場を構築する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観部局 市民(歴史文化遺産所有者)			新規		
重5	<b>明石城東ノ丸・薬研堀周辺の環境整備</b> 文化博物館から明石城に至る箱根堀など周辺の樹林整備や解説板を設置し、文化博物館と明石城とのアクセスを向上させる	国費 県費	兵庫県公園部局 明石市公園部局 明石市文化財部局				新規	
重6	<b>太寺廃寺塔跡が有する価値の発信</b> 高家寺境内地に位置する太寺廃寺塔跡の価値を発信するため、VRなどを用いた塔の復元を検討する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民(文化財所有者)					新規
重7	<b>城下に残る建造物の保存</b> 鍛冶屋町など旧城下町に残る商家などの建造物について、詳細調査を実施した上で、その保存の措置を進める	国費 県費 市費	明石市景観部局 明石市文化財部局 団体					新規

※1：国費とは、文化財に関わる補助金、地方創生推進交付金などとする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。  
以下の表についても同様とする。

※2：主な取組主体のうち、団体とは校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業等を指す。市民には、文化財所有者を含む。

以下の表についても同様とする。

表 7-3 重点区域における措置

No.	事業名・事業内容	財源※1	主な 取組主体	1年目	2年目	3年目	4・5年目	予定
				(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7・8年度)	(令和9～12年度)
<b>基本方針 3 歴史文化を活かしたまちづくりを推進する</b>								
重 8	<b>町の歴史を知る銘板・サイン等の設置</b> (下記コラム参照) 町の歴史を知る統一したデザインの銘板やサイン等を設置し、子どもたちをはじめ市民が歴史文化遺産を理解するための仕掛けづくりを進める	国費 市費	明石市文化財部局 明石市道路部局		新規			
重 9	<b>海のネットワーク構築の検討</b> 周辺自治体と連携して、海から波門崎燈籠堂や台場跡などをネットワークさせ、新たな視点で歴史文化を活かしたまちづくりを推進する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市港湾部局 明石市文化財部局 団体					新規
重 10	<b>明石歴史文化クリエイティブ事業の支援</b> 歴史文化遺産を活用した民間団体の活動や事業を「明石歴史文化クリエイティブ事業」と名付け、活動支援の枠組を構築する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市文化財部局 団体				新規	
重 11	<b>中崎公会堂の活用の推進</b> 近代明石の文化を象徴する中崎公会堂の保存・活用方を検討の上、一層の活用を推進する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体 専門家・市民				新規	
重 12	<b>織田家史料の展示・公開</b> 織田家に残る貴重な歴史史料を把握・整理した上で、広く市民や来訪者に展示・公開する施設を整備する	国費 市費	明石市文化財部局					新規
重 13	<b>科学技術に関する情報発信</b> 明石市立天文科学館を中心に、手話付のオンライン配信なども含め、すべての人にやさしい時のまち明石や科学技術などに関する歴史文化の情報発信を進める	国費 市費	明石市立天文科学館 明石市観光部局 団体	継続				
<b>基本方針 4 歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する</b>								
重 14	<b>明石市文化財保存活用協議会重点区域部会の組織化</b> 協議会に重点区域部会を設け、市民、文化財所有者、団体、専門家、行政が協働して歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する	市費	明石市文化財部局 市民、団体、専門家 明石市観光部局等関連部局	新規				

**コラム：ブルー・ブランク制度**

イギリスで始まった制度で、歴史的な建造物等に銘板を設置し、その歴史継を目的とした事業。国内では、長野県軽井沢町で歴史的な建造物などを継承・保存すること、ならびに避暑地文化を発信することを目的として、「軽井沢ブルー・ブランク制度」を平成28年度より開始。同制度は歴史文化遺産の保存のみならず、ブルーブランク巡りなど観光ツールとしても機能し、地域経済の活性化に寄与している。本市においても伝統建築物や町名などを示すサインなどを統一したデザインで配置することを想定する。



ブルーブランク  
(軽井沢町)

**重 1 : 重点区域に関する副読本の作成**

市史編さん事業の進捗と併せて重点区域の歴史文化を解説する副読本を作成し、学校教育の場で歴史文化遺産を担う次世代の人づくりを進める

**重 3 : 文化博物館における歴史文化に関わる講座の開催**

文化博物館の企画展示と併せ、重点区域の歴史文化に関わる講座を継続的に開催し、市民が歴史文化の価値や魅力を知る機会を充実させることによって、歴史文化遺産の担い手育成につなげる

**重 5 : 明石城東ノ丸・薬研堀周辺の環境整備**

文化博物館から明石城に至る箱根堀など周辺の樹林整備や解説板を設置し、文化博物館と明石城とのアクセスを向上させる

**重 12 : 織田家史料の展示・公開**

織田家に残る貴重な歴史史料を把握・整理した上で、広く市民や来訪者に展示・公開する施設を整備する

**重 7 : 城下に残る建造物の保存**

鍛冶屋町など旧城下町に残る商家などの建造物について、詳細調査を実施した上で、その保存の措置を進める

**重 9 : 海のネットワーク構築の検討**

周辺自治体と連携して、海から波門崎燈籠堂や台場跡などをネットワークさせ、新たな視点で歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

**重 3 : ボランティアガイド等と共に巡る町歩きの開催**

市民が重点区域の歴史の蓄積を感じることができるよう、ボランティアガイドや専門家と共に巡る町歩きを継続的に開催する



図 4-7 重点区域の措置

**重8：町の歴史を知る銘板・サイン等の設置**

町の歴史を知る統一したデザインの銘板やサイン等を設置し、子どもたちをはじめ市民が歴史文化遺産を理解するための仕掛けづくりを進める

**重6：太寺廃寺塔跡が有する価値の発信**

高家寺境内地に位置する太寺廃寺塔跡の価値を発信するため、VRなどを用いた塔の復元を検討する

**重13：科学技術に関する情報発信**

明石市立天文科学館を中心に、オンラインの活用により、時のまち明石や科学技術などに関する歴史文化の情報発信を進める

**重4：大蔵谷街道筋の町屋・民俗文化財の保存・公開**

大蔵谷街道筋に残る伝統的な町屋や布団太鼓・獅子頭の保存・公開を進め、市民・行政と所有者との情報交換の場を構築する

**重11：中崎公会堂の活用の推進**

近代明石の文化を象徴する中崎公会堂の保存・活用方策を検討の上、一層の活用を推進する

**重10：明石歴史文化クリエイティブ事業の支援**

歴史文化遺産を活用した民間団体の活動や事業を「明石歴史文化クリエイティブ事業」と名付け、活動支援の枠組を構築する



凡		例	
指定	有形文化財	建造物	■
		美術工芸品	■
	民俗文化財	有形	◆
		無形	◇
記念物	史跡	●	
	天然記念物	★	
登録	有形文化財	建造物	▲
		社寺等	■
		住宅	■
	有形文化財	建造物	■
		石造物	■
		土木構造物・その他	■
		美術工芸品	■
	民俗文化財	有形	◆
		無形	◇
	記念物	史跡	●
		文化的景観	○
		未指定	

図4-7 重点区域の措置

### 3. 重点区域における事業計画の進捗管理と推進体制

重点区域における事業計画の進捗管理は、全市を対象とした事業と同様、各事業の数値目標としてのKPI（重要業績評価指標）※1を下表のとおり設定する。なお、KPIの目標年次は、（仮称）あかしSDGs推進計画の計画期間の前期3年間（令和4～6（2022～2024）年）に対応して令和6（2024）年度と設定するが、令和6年度時点で進捗状況の点検と効果検証を行った上で、以降の事業計画見直し並びに具体化を行う。

表7-4 重点区域における施策展開に向けたKPI（重要業績評価指標）

方針	措置	指標	目標値（2024年度）
方針1	（重1）重点区域に関する副読本の作成	副読本の作成	期間中作成
	（重2）文化博物館における歴史文化に関わる講座の開催	講座の開催	年1回
	（重3）ボランティアガイド等と共に巡る町歩きの開催	町歩きの開催	年1回
方針2	（重4）大蔵谷街道筋の町屋・民俗文化財の保存・公開	公開件数	期間中2件
方針3	（重8）町の歴史を知る銘板・サイン等の設置	設置数	年3件
	（重13）科学技術に関する情報発信	情報発信数	年1回
方針4	（重14）明石市文化財保存活用協議会重点区域部会の組織化	部会の開催	年1回

明石市文化財保存活用協議会のなかに重点区域部会を設け、市民、文化財所有者（歴史文化遺産所有者）、団体、専門家、行政が参画して、重点区域における事業や取り組みについて協議すると共に、協働して事業の推進を図るものとする。

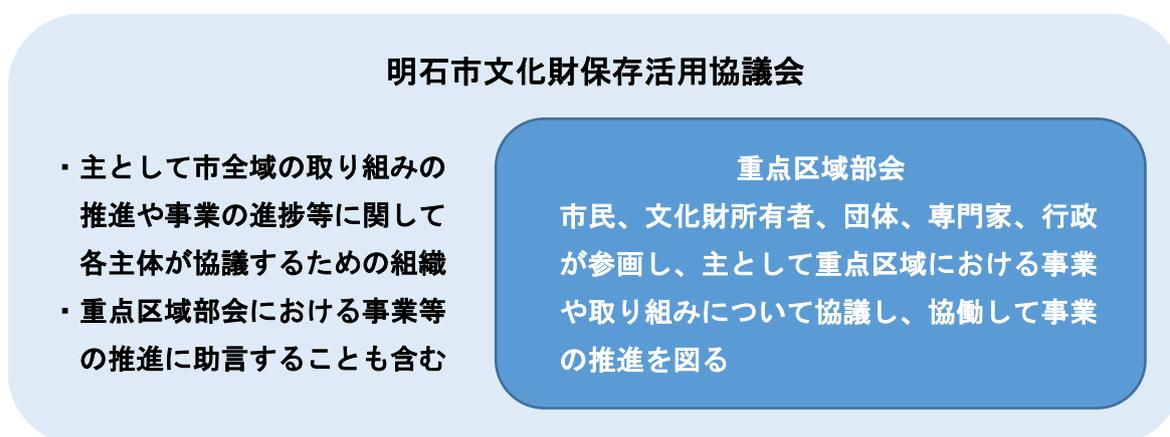


図7-5 重点区域部会の構成